









49 油圧装置調整(職種番号:084)【 都道府県方式 】																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
																						特				(特級)																									
油圧装置調整(油圧装置調整作業) ●																										油圧装置調整作業																									

50 縫製機械整備(職種番号:021)【 都道府県方式 】																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
																						同				縫製機械整備作業																									
縫製機械整備(縫製機械整備作業) ●																						○																													

51 建設機械整備(職種番号:068)【 都道府県方式 】																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
																						特				(特級)																									
建設機械整備(建設機械整備作業) ●																										建設機械整備作業																									

52 農業機械整備(職種番号:077)【 都道府県方式 】																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
農業機械整備(農業機械整備作業) ●																										農業機械整備作業																									

53 冷凍空調和機器施工(職種番号:069)【 都道府県方式 】																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
																						基				冷凍空調和機器施工作業																									
冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業) ●																								3																											

54 染色(職種番号:023)【 都道府県方式 】																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
																						基				糸浸染作業																									
																						染色(かせ糸浸染作業) ●		○		3																									
																						染色(型紙なせん作業) ●				染色(織物・ニット浸染作業) ◎																									
																						染色(スクリーン手なせん作業) ●		○		スクリーンなせん作業																									
																						染色(染色補正作業)																													
染色補正(染色補正作業) ●																						○				染色補正作業																									

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。

55 ニット製品製造(職種番号:149)【 都道府県方式 】																																																			
基																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
横編みリヤス工(横編みリヤス製造作業)						リヤス製造(横編みリヤス製造作業)											ニット製品製造(横編みニット製造作業)						横編みニット製造作業																												
丸編み機調整工(丸編み機調整作業)						リヤス製造(丸編みリヤス機調整作業)											ニット製品製造(丸編みニット製造作業)						丸編みニット製造作業																												
くつした編み機調整工(くつした編み機調整作業)						リヤス製造(くつした編み機調整作業)											ニット製品製造(靴下製造作業)						靴下製造作業																												
横編みリヤス縫製(横編みリヤス縫製品製作作業)						リヤス縫製(横編みリヤス縫製作業)											ニット製品製造(横編みニット縫製作業)						横編みニット縫製作業																												
丸編みリヤス縫製(丸編みリヤス縫製品製作作業)						リヤス縫製(丸編みリヤス・たて編みリヤス縫製作業)											ニット製品製造(丸編みニット・たて編みニット縫製作業)						丸編みニット・たて編みニット縫製作業																												

56 婦人子供服製造(職種番号:025)【 都道府県方式 】																																																			
基																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
洋裁工(婦人子供服製作作業)						洋裁(婦人子供服製作作業)											特						(特級)																												
婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製作作業)						婦人子供既製服製造(婦人子供既製服縫製作業)											婦人子供既製服製造(婦人子供既製服型紙製作作業)						婦人子供既製服製作作業																												
婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製作作業)						婦人子供既製服製造(婦人子供既製服縫製作業)											婦人子供既製服製造(婦人子供既製服型紙製作作業)						婦人子供既製服縫製作業																												
婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製作作業)						婦人子供既製服製造(婦人子供既製服縫製作業)											婦人子供既製服製造(婦人子供既製服型紙製作作業)						婦人子供既製服縫製作業																												
婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製作作業)						婦人子供既製服製造(婦人子供既製服縫製作業)											婦人子供既製服製造(婦人子供既製服型紙製作作業)						婦人子供既製服縫製作業																												
婦人子供既製服製造(婦人子供既製服製作作業)						婦人子供既製服製造(婦人子供既製服縫製作業)											婦人子供既製服製造(婦人子供既製服型紙製作作業)						婦人子供既製服縫製作業																												

57 紳士服製造(職種番号:026)【 都道府県方式 】																																																			
基																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
洋服工(洋服製作作業)						洋服仕立て(洋服製作作業)											紳士服製造(紳士注文服製作作業)						(特級)																												
紳士既製服製造(紳士既製服製作作業)						紳士既製服製造(紳士既製服縫製作業)											紳士既製服製造(紳士既製服型紙製作作業)						紳士注文服製作作業																												
紳士既製服製造(紳士既製服製作作業)						紳士既製服製造(紳士既製服縫製作業)											紳士既製服製造(紳士既製服型紙製作作業)						紳士既製服縫製作業																												
紳士既製服製造(紳士既製服製作作業)						紳士既製服製造(紳士既製服縫製作業)											紳士既製服製造(紳士既製服型紙製作作業)						紳士既製服縫製作業																												
紳士既製服製造(紳士既製服製作作業)						紳士既製服製造(紳士既製服縫製作業)											紳士既製服製造(紳士既製服型紙製作作業)						紳士既製服縫製作業																												
紳士既製服製造(紳士既製服製作作業)						紳士既製服製造(紳士既製服縫製作業)											紳士既製服製造(紳士既製服型紙製作作業)						紳士既製服縫製作業																												

58 和裁(職種番号:027)【 都道府県方式 】																																																			
同																																																			
S34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
和裁(和服製作作業)						和裁(和服製作作業)											和裁(和服製作作業)						和服製作作業																												

注1) 本表の凡例は以下のとおり。

●:1・2級を新設、◎:1～3級を新設、単:単一等級を新設、特:特級を追加、3:3級を新設又は追加、基:基礎級を追加、○:名称等を変更、×:廃止

同:政令別表が改正されたにもかかわらず検定職種名及び作業名のいずれも変更がないもの

注2) 本表は、職業訓練法(昭和33年法律第133号)及びこれに基づく政省令並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく政省令に基づき作成している。

注3) 年度に関しては諸規定の施行日が属する年度としている。また、本表は上記政省令に基づき作成している(技能検定実施計画には基づいていない)ため、実際に技能検定試験を開始した時期と必ずしも一致するとは限らない。